

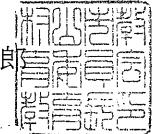


教 学 第 732 号
令和 2 年 3 月 24 日

将来の小学校の在り方に関する検討委員会
委員長 様

村山市教育委員会

教育長 菊地 和郎



村山市立小学校適正規模・適正配置等について（諮問）

村山市立小学校のより良い教育環境を整備するため、将来の小学校の在り方に関する検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

1 諒問事項

将来を見据えた村山市立小学校の適正配置等に関する基本的な考え方及び具体的方策について

2 諒問理由

本教育委員会では、平成23年3月に将来の小学校の在り方に関する検討委員会からの答申を受け、平成23年8月に「村山市立小学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しました。平成25年4月には、この方針に基づき、子どもたちにとって望ましい教育環境の提供について協議した結果、楯岡小学校と大倉小学校を統合しました。平成28年には、「村山市第5次総合計画」等を参照して第2期配置計画を策定し、引き続き小学校の適正規模・適正配置に努めてまいりました。

日本社会全体での人口減少問題がクローズアップされる中、本市においても人口減少に歯止めはかからず、少子化により児童数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後、複式学級になる小学校の増加や児童数の減少、施設の老朽化により教育環境が変化していくことが予測されています。一方、地域に根差した教育も強く呼ばれており、また、小学校は地域コミュニティーの中心となっている現状でもあります。

このような状況のなか、令和元年12月の本市総合教育会議において「村山市立小学校の適正配置に関する計画について」の協議を行い、将来的な視野にたった小学校の教育環境についての検討が必要であり、教育委員会において新たな「小学校適正配置計画」の検討を行うこととなりました。また、平成28年に策定した現適正配置計画では、計画の最終年度である令和2年度に次期計画の策定を行うこととしています。

つきましては、本市のより望ましい教育環境の実現を図るため、5年後、10年後と村山市の将来を見据えた小学校適正規模・適正配置等について検討、審議していくいただきご提言をいただきますようお願い申し上げます。